

嬭恋村農業委員会総会議事録(第33回)

- (1) 開催日時 令和5年3月10日(金)開会:午後1時24分 閉会:午後1時58分
開催場所:大前活性化センター 1階ホール
- (2) 出席委員の議席番号および氏名(農業委員17名)
農業委員
1.干川初枝 2.関喜吉 3.岡野芳和 4.下谷彰一 5.佐藤光成 6.丸山成重 7.佐藤貞次
8.黒岩純一 9.干川洋一 10.市場俊喜 11.中村明彦 12.黒岩晋 13.黒岩トシエ 14.黒岩広司
15.樋口忠男 16.黒岩富二 17.西窪充夫
- (3) 欠席委員の議席番号及び氏名 欠席者なし
- (4) (4)出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 滝澤文彦 係長 佐藤あかね 主事 小嶋俊星
- (5) 提出された議案
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第3号議案 嬭恋村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
の一部改正について
第4号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について
第5号議案 その他

(6)会議の概要

事務局長 皆様お疲れ様です。少々時間は早いですが皆さんお集まりですので始めさせていただきます。ただ今より農業委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は17名です。嬭恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは農業委員会会議規則第7条の規定により会長の宣告で始めさせていただきます。農業委員会会議規則第5条により会長が議長になり進行をお願いします。

会長 皆さんこんにちは、3月に入り急に暖かくなってきました。農作業も段々始まってきているかと思えます。これから忙しくなる時期に入るかと思いますが、今年は価格等が良ければと思います。毎度毎度の事ですが農作業にあたり事故等のないよう是非気をつけていただければと思います。もう令和4年度も年度末という事で、また新年度が4月から始まりますが、これからも引き続き宜しくお願いします。それから本日は推進委員の皆様もお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは続きまして、3の嬭恋村農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、第1番号委員の干川委員、第2番号委員の関委員にお願いいたします。

続きまして、4の協議事項に入りたいと思います。【第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1番号、案件朗読後説明】

議 長 1 番号についてどなたか委員のご意見ございますか。

5 番号 はい。今月の 3 日に農業委員と推進委員、事務局で現地確認をしてきました。場所は黒岩運輸の道向かいでブルワリー下の北側になります。ここは松林に囲まれた中に畑があります。問題ないと思います。

議 長 【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」】他の委員の意見ございますか。なければお諮りします。第1号議案については許可するものとして決定したいが宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 はい。ありがとうございます。【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について】は、許可するものとして決定します。続きまして、【第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請書について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書について」】1件説明。

1番号 店舗兼住宅用地 使用貸借設定

農地区分は 1 種農地ですが住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判断しました。

議 長 はい。【議案第2号「農地法5条許可申請書」について】1番号の案件ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

14番委員 お世話になります。この 6 日に地元委員と事務局で現地確認をしました。場所はJAスタンドからスキー場方面に300m程行ったパノラマライン沿いです。受人と渡人は親子関係にあります。申請理由にもありますが、店舗兼住宅という事ですが、店舗では地元の農産物を利用した食品を売るという事ですので問題はないと思います。

議 長 ありがとうございます。その他の委員のご意見ございますか。なければお諮りします。【第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について】は許可相当と意見を付して県知事へ進達したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手願います。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」】については許可相当と意見を付して県知事に進達するものとして決定します。続きまして、【第3号議案「孺恋村農業

委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正(案)について】を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。

事務局 はい。【第3号議案「嬭恋村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について】説明します。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、平成29年度に嬭恋村では最適化指針を策定しておりますが、5年が経過しまして、指針を見直すものです。内容としましては最適化の推進に関する目標値、最適化の推進の方法、目標の達成状況の評価方法を盛り込まなければならないとなっております。その法改正に伴いまして内容を一部改正させていただきます。よろしく願います。
見え消し部分が朱字に変わります。よろしく願います。

議長 皆さんの方から何かご質問等がございましたら願います。推進委員の皆様もご意見等がございましたら願います。ちょっと見ただけではわかりませんが、ご意見ございますか。なければお諮りします。このような形で一部改正するということが宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 はい。では提案通り一部改正させていただきます。続きまして、【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について】を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。

事務局 【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について】
農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の第1項及び19条第1項の規定による農用地の利用集積計画の実施が必要と認められたので、村長より農業委員会の意見決定を求められておるものです。利用権の設定するもの1名、設定する土地8筆、面積38,949㎡、利用権の設定を受けるものが1名となっております。

議長 個人から法人に貸し付けるものです。この件につきましてどなたか意見ございますか。質問がなければ、お諮りします。【議案第4号の「農用地利用集積計画(案)への意見決定】は意見を問題なしとして村長に回答して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 全員賛成ですので、【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。続きまして【第5号議案「その他】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 第5号議案【「その他」について】報告。
報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 7件

報告2 農地法第18条第6項の規定による届出書 1件

議長 【第5号議案「その他」】の報告をいただきました。本日の議案は全て終了しました。その他のその他ですが、事務局よりお願いします。

事務局長 5番、その他という事で本日4点ほど連絡等がございます。まず始めに遊休農地の利用のための利用意向調査に関する調査回答書の回収のお願いについてという事で事務局より説明があります。

事務局 お世話になります。本日、該当者の居る地区の推進委員の皆様の机の上のみ茶封筒を置いてあります。昨年もお世話になりましたが、農地法の決まりであります農地の利用意向調査を遊休農地の所有者に対し送付させていただきました。2度ほど督促させていただきましたが本日現在回答がない方のリストが入っております。大変お手数ですが3月24日までに事務局までに農地の所有者に対し、どういう意向なのか回答書を回収して頂きたいと思っております。参考までに皆様にお配りさせていただきましたが、農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要という事で、回答が未回答ですとか、意向通りに耕作をしていない等の事が続きますと最終的には課税の強化という事で固定資産税が1.8倍というような事になってしまいます。孺恋村ではそのようなことはまだ無いのですが、是非中間管理機構に貸し付けるというような回答でお願いできればと思います。というのも、自分で耕作・管理するというような回答をしておいてまた来年荒れているような状況が続きますと固定資産税強化といった話になってきますので、草刈り等を年2回程度して管理する予定がある方は別ですが、自分で耕作する予定が無い方は中間管理機構に貸すという意志を表明して頂いて回答して頂くのが一番ベストな回答方法であると思います。機構が借りるかどうかは問題でなくて機構に貸すという意志を表明する事が重要ですので宜しくお願いします。

事務局長 はい。ただ今の説明に対しご意見ございますか。特になければ、その他の次という事で農業委員会親睦会費の徴収という事でお願いします。

事務局 農業委員会親睦会費の徴収という事で、会計報告をご覧下さい。今のままで行きますと農業新聞代を支払うと不足分が発生しますので非常に申し訳ありませんが一人あたり1,000円の徴収を4月10日の農業委員会時に徴収したいと思いますので宜しくお願いします。

11番委員 1,000円で足りませんか。

事務局長 通常特別なことが無ければ大丈夫です。また、慶弔費等が発生した場合はその都度相談させて頂ければと思います。続きまして、その他3点目ですが、特別職非常勤職員の地

位利用による選挙運動の禁止という事でお手元に配らせて頂きました。本年、4月から統一地方選6月に群馬県知事選等が執行されます。農業委員と推進委員さんは特別職非常勤公務員となります。公職選挙法第136条の2によりまして「公務員等の地位利用による選挙運動の禁止」という規定がございます。地位の利用とは公務員としての影響力や便益を選挙運動に利用することで、地位利用による選挙運動とはこういうことですという事を下に例示してあります。ご自身がそういう気は無くともとらえ方によっては周りの人から疑わしいという誤解が生じる恐れがありますので気をつけて、選挙運動してはいけないという事では無いですが、農業委員、推進委員という立場を利用しての運動という事にならないよう注意していただければと思います。宜しくお願いします。4点目ですが、特に資料等は配布していませんが、この3月13日からマスクの着用について方針が変わるということで、総務課に確認したところ、5月8日に5類変わるということで、それまでは強要では無いですが、原則会議等の場所ではマスクの着用を推奨していきたいという事です。強制ではありませんのであくまでもご協力をお願いしたいということです。宜しくお願いします。

議長 はい。連絡等がありましたがそのような形でご協力お願いします。その他皆さんから何かございますか。組合長さんお願いできますか。

2番委員 皆さん平素は、孺恋農協事業に対しましてご協力頂きありがとうございます。農協といたしましても平成5年が始まりまして、今年大きく変わったところとしまして今までコロナで出来なかった、生産者大会を3月27日に開催予定です。また、4月5日の総会の方もコロナ前と同じ状況で開催予定です。皆様のご出席をお願いいたします。また、農協の方もコロナ関係のマスクの着用についてですが、事業所といたしましては職員はマスクを着用させて頂くという事で、パネルも設置させていただくという事で5類になるまでは、そのような形でやらせて頂きたいと思います。

議長 はい、ありがとうございました。その他の委員のご意見ございますか。

5番委員 役場はアクリル板はどうするつもりか。

事務局長 まだ、どうなるかわかりませんので保管という形になるかと思えます。処分という形にはならないと思えます。

5番委員 役場は、マスクはいつ外すつもりか。

事務局長 4月いっぱい原則マスクをするという事で、その後は個人の判断に任せるという事です。

5番委員 村長始めトップが外さないと外れないのではないか。

2番委員 反対ですよ。

6番委員 婦恋村は卒業式もマスクをするという事で新聞にも出ていましたよね。

議 長 そうですね、一番厳しいですよ。

5番委員 子ども達がかawaiiそうです。顔を覚えずに卒業等、マスクは外した方が良いでしょう。

議 長 はい。それでは特にないようですので、次回は令和5年4月10日(月)の午後1時30分から役場2階会議室となります。それでは、これで本日の定例会は全て終了となります。尚この後人・農地プラン検討会という事で宜しく申し上げます。それでは3月の定例会を閉じさせていただきます。

事務局長 はい。会長の方からもありましたが、5分ほど休憩を挟んでこの後人・農地プラン検討会を開催したいと思います。推進委員さんはここで終わりとなります。ありがとうございました。

午後1時58閉会

議 長

(西窪 充夫)

西窪 充夫

議事録署名人

第1番委員

(千川 初枝)

千川 初枝

第2番委員

(関 喜吉)

関 喜吉